

証券コード 3070

2023年4月11日

(電子提供措置の開始日 2023年4月4日)

株 主 各 位

東京都台東区上野一丁目16番5号

株式会社 アマガサ

代表取締役社長 早 川 良 一

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<http://www.amagasa-co.com/ir/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の議決権行使についてのご案内に従って2023年4月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 2023年4月26日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 3階 祥雲の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第33期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項
議案 取締役4名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面交付請求されていない株主様にも、株主総会参考書類を併せてご送付しております。
 - ◎書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主様へのお願い

本総会へのご出席につきましては、開催日当日における新型コロナウイルス感染状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、慎重にご判断をいただきますようお願い申し上げます。議決権につきましては、当日のご出席に代えて、インターネット又は同封の議決権行使書により事前に行使いただくことが可能です。

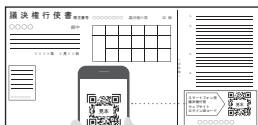
今後の状況の変化等により、株主総会の運営について重大な変更が生じる場合、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.amagasa-co.com/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

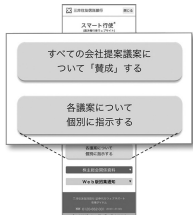
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

(ご参考)



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内



本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。

ぜひ、ご活用ください。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/3070/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

POINT ① 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンから「カメラ」か「移動」をご選択ください。「カメラ」を選択いただくと、自動でカメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影することでID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

POINT ② 株主優待に簡単アクセス

詳しくは同封の株主優待のご案内及びリーフレットをご覧ください。



「議決権行使」ボタンをタッチ後「カメラ」を選択ください。

議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」をタッチ。

「OK」を選択後、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスいただけます。



POINT ③ 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

POINT ④ 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。



株主総会参考書類

議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	はやかわ りょういち 早川 良一 (1955年1月9日)	1977年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行 1995年9月 同行アジア部参事役 1998年11月 日本コンピュータシステム株式会社経営企画室長 2007年4月 株式会社ブイ・エル・アール（現M&Aグローバル・パートナーズ株式会社）代表取締役 2009年2月 株式会社トラストアドバイザーズ取締役 2012年3月 モバイルリンク株式会社取締役（現任） 2012年5月 有限会社増田製麺取締役（現任） 2013年3月 成田ゲートウェイホテル株式会社代表取締役 2014年6月 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル代表取締役 2017年8月 PT. CITRA SURYA KOMUNIKASI取締役 2017年12月 株式会社みらい知的財産技術研究所取締役（現任） 2019年6月 株式会社ストライダーズ取締役会長（現任） 2020年4月 当社代表取締役社長（現任）	—
2	いちかわ ゆうじ 市川 裕二 (1974年12月22日)	1999年1月 当社入社 2009年7月 当社経理部長 2015年4月 当社取締役 2016年2月 当社管理本部長兼財務経理部長 2018年4月 当社代表取締役副社長兼管理本部長兼財務経理部長 2018年6月 当社代表取締役副社長財務経理担当財務経理部長 2019年4月 当社取締役管理系業務担当財務経理部長（現任）	3,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	※ たちかわみつあき 立川光昭 (1976年8月6日)	1995年4月 SUNDON TRADING JAPAN入社 1999年9月 株式会社MCM代表取締役 2010年12月 株式会社ラルパホールディングス執行役員 2014年6月 エムグループホールディングスアンドキャピタル株式会社執行役員(現任) 2021年10月 株式会社ネットプライス執行役員会長(現任) 2022年10月 ネットプライス有限責任事業組合組合員(現任)	—
4	※ やまもとかずひろ 山本和弘 (1968年7月1日)	1991年4月 日商岩井株式会社(現日双株式会社)入社 1996年12月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社 1997年10月 チェース証券会社東京支店(現JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー)入社 1998年10月 パリバ銀行東京支店(現BNPパリバ銀行東京支店)入社 2002年4月 HVBキャピタル証券会社東京支店入社 2007年10月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2009年9月 クロノス・キャピタル合同会社設立 代表社員(現任) 2010年8月 株式会社シグナルタイフーン代表取締役 2015年5月 東京インフラアセットマネジメント株式会社取締役 2018年4月 Bit Point Hong Kong Limited(香港法人) Director 2020年5月 ナインシグマ・ホールディングス株式会社CFO 2022年4月 株式会社イフィネクスジャパン取締役副社長CFO(現任)	—

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 立川光昭氏が執行役員会長を務める株式会社ネットプライスと当社は、EC事業や多角化事業の拡大に向けた業務提携や人的支援を含む各種施策の実施について、協議を進めることを決定しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山本和弘氏は社外取締役候補者であります。
4. 山本和弘氏を社外取締役候補者とした理由は、金融業界等において長年培われた知識及び会社経営に携わる豊富な経験を有しており、その幅広い見識に基づき社外取締役として経営に有用な助言、提言をいただけることを期待したためであります。
5. 当社は山本和弘氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を同氏との間で締結する予定であります。
6. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担

することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は被保険者が一部負担しており、その総払込保険料に対する負担割合は約9%であります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、消費活動に緩やかな回復の兆しがみられましたが、新たな変異株による感染が再拡大するなど依然として先行きは不透明な状況となっております。

また、ロシア・ウクライナ問題の長期化や急激な円安の進行、エネルギー価格等の高騰によるインフレ圧力の高まりもあり、今後の景気停滞が懸念されております。なお、当社が取り扱う商品の生産地である中国では、一部の都市でロックダウンを余儀なくされ、協力工場の操業停止により生産、物流へ大きな影響を及ぼしました。

婦人靴業界におきましては、生活様式の変化や物価高騰を背景にした個人の消費スタイルが、より慎重なものに変化するなど、婦人靴の市場規模は縮小傾向にあり、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当連結会計年度につきましては、事業再生のための基盤を整えたいうで、事業モデルの変革に向けた取り組みを強化しました。

これらの結果、売上高1,393百万円(前年同期比11.1%減)、営業損失634百万円(前年同期は795百万円の営業損失)、経常損失671百万円(前年同期は782百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失697百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失861百万円)となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用により、売上高は191百万円増加し、営業損失、経常損失はそれぞれ2百万円増加しております。

当連結会計年度におけるセグメントの経営成績は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度より、多角化戦略として推進する婦人靴以外の事業について、新たなセグメント「その他」として開示しております。

(小売事業)

小売事業におきましては、天王寺M I O店をリニューアルオープンしました。一方、イオンモール名取店、シャミネ松江店、その他14店舗を閉店いたしました。これにより当連結会計年度の末日である1月31日現在における直営店舗数は5店舗(前年同期は22店舗、当連結会計年度末から、その他の事業のKuromon Sustainable Square、BRAND HUNTERを小売事業における直営店舗数に含めておりません。)となり

ました。いずれの店舗においても、対前年同月比での売上は概ね改善が続くものの、コロナ前の水準とはいまだ大きな差があり、来期はさらなる閉店を予定しています。不採算店舗の整理による経費項目の削減効果がある一方で、閉店に伴う一時的な費用の増加等も影響し、小売事業における売上高は693百万円(前年同期比26.9%減)、営業損失は116百万円(前年同期は営業損失269百万円)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は106百万円増加し、営業損失は0百万円減少しております。

(EC事業)

EC事業におきましては、継続してSNSを経由した顧客コミュニケーションの強化や販促、サイトへの流入を促す広告の強化、自社サイトでは新規会員の獲得とその維持のための施策(メールマガジンやLINEの配信、ネイルサロン「FASTNAIL」のクーポン紹介など)を積極的に行いました。自社サイトでは靴の選び方や収納のガイドなど商品以外のコンテンツも充実させるとともに、コスメブランド「JB beauty」を2023年2月から販売しております。靴デザインやパーツなどを好きな組み合わせで作れるカスタムオーダーシューズの販売は引き続き好調に推移しています。その結果、EC事業における売上高は603百万円(前年同期比43.8%増)、営業利益72百万円(前年同期比35.5%増)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は84百万円増加し、営業利益は2百万円減少しております。

(卸売事業)

卸売事業におきましては、前連結会計年度から事業規模を縮小させる方針で取り組み、当連結会計年度では、取引を厳選しながら提案型の営業に注力しましたが、当連結会計年度末をもって同事業から撤退しました。その結果、売上高は88百万円(前年同期比56.0%減)、営業利益は5百万円(前年同期比76.1%減)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による影響はありません。

(その他)

その他の事業におきましては、上野アートビレッジにおける美術品の販売や女性日本画家の個展を開催しました。美術品は、作品の一部をNFT化して販売するなど事業拡大に向けた取り組みを行いました。Kuromon Sustainable SquareにおけるSDGs関連商品の販売では、ECサイトを新規開設するなど取り組みを強化したほか、インバウンド顧客向け販売を強化するため、専門業者との連携を進め、12月には本社に「BRAND HUNTER上野店」がオープンしました。またゲーム事業においては、靴をテーマにしたタイムマネジメント型のゲームのリリースに向けて開発を進めており、当初の見込みよりやや遅れているものの、リリース前の最終段階が近づいています。ただ、いずれの事業においても、まだ費用が先行する状態であり、

売上高は8百万円、営業損失は8百万円となりました。なお、当連結会計年度から開示している事業区分のため前年同期比は記載しておらず、収益認識会計基準等の適用による影響はありません。

事業別売上高

事業区別	第32期 (2022年1月期)		第33期(当連結会計年度) (2023年1月期)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
小売事業	948,765千円	60.5%	693,219千円	49.8%
E C事業	419,423	26.7	603,313	43.3
卸売事業	200,167	12.8	88,045	6.3
その他	—	—	8,945	0.6
合 計	1,568,356	100.0	1,393,523	100.0

直営店舗の状況（2023年1月31日現在）

所在地	セグメント	店舗名
関東地方	小売事業	JELLY BEANS 有楽町マルイ店（東京都千代田区） JELLY BEANS 上野店（東京都台東区） JELLY BEANS マルイシティー横浜店（横浜市西区）
近畿地方	小売事業	JELLY BEANS 天王寺M I O店（大阪市天王寺区） JELLY BEANS 神戸マルイ店（神戸市中央区）
関東地方	その他	Kuromon Sustainable Square（東京都台東区） BRAND HUNTER 上野店（東京都台東区）

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、25百万円の設備投資を実施いたしました。

その主な内容は、ゲーム開発に伴うソフトウェア14百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、新株予約権の行使により489百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 30 期 (2020年 1 月期)	第 31 期 (2021年 1 月期)	第 32 期 (2022年 1 月期)	第 33 期 (当連結会計年度 (2023年 1 月期))
売 上 高 (千円)	4,803,540	2,385,328	1,568,356	1,393,523
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△254,407	△786,527	△861,682	△697,670
1 株 当 たり (円) 当期純損失 (△)	△136.54	△254.15	△161.27	△80.68
総 資 産 (千円)	2,459,697	1,372,735	948,967	647,243
純 資 産 (千円)	392,478	66,053	322,418	116,542
1 株当たり純資産額 (円)	210.64	17.89	41.85	11.12

- (注) 1. 当社では、第31期より連結計算書類を作成しております。なお、第30期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
天笠靴業(上海)有限公司	300千米ドル	100.0%	中国からの商品調達
合同会社J B G A M E S	1百万円	100.0%	ゲームソフトの制作及び運用

- (注) 1. 2022年12月16日開催の取締役会において、天笠靴業(上海)有限公司について、解散及び清算することを決議しております。
2. 2022年5月に合同会社J B G A M E Sを設立しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、抜本的な改善を実行するため以下の課題に対し重点的に取り組んでまいります。

1. 直営店舗の削減による固定費の削減

事業の採算性の向上及び効率化のため、靴事業における不採算店舗の撤退を加速化させ、必要最小限の直営店舗数とします。当連結会計年度においては16店舗を閉店し、直営店舗数は5店舗となりましたが、来期はさらに閉店を進めます。

EC事業の売上が婦人靴事業の中核となる中で、直営店舗の位置づけを見直し、お客様との接点を活かしながらブランドを発信する拠点として運営します。

2. 事業収益改善

2023年3月に筆頭株主となった株式会社ネットプライス（以下、「ネットプライス社」）の支援を受けながら、これまで取り組んできたオムニチャネル化体制を一層強化するとともに、ブランド展開の見直し、セールスプロモーションの強化に取り組み、事業収益を改善させます。

3. 成長エンジンとしてのEC事業の強化

これまで、当社主力事業であった小売事業を縮小させ、ECサイト販売を重視する方向で諸施策を展開した結果、EC事業は一定の伸びを示してきましたが、収支均衡をはかるにはさらに成長を加速させなければなりません。これまで進めてきた海外事業（インドネシア、台湾）からは撤退し、今後、利益率の高い国内の自社ECサイトにリソースを集中させ、積極的な販売活動を実施してまいります。

4. 事業領域拡大事業

既存の主力事業である小売事業、EC事業だけでなく、主力事業に付随する新たな事業の開始及び新規事業を模索・展開していくことで将来的な売上高の増加・収益向上を図ってまいります。

・SDGs商品販売の開始

当社は、新規事業として、生活関連領域のSDGs関連商品を主力とした商品の販売を2021年8月から開始いたしました。業務提携先との協議のうえ、婦人靴以外の小売事業を積極的に拡大すべきとの判断から、生活関連のマーチャンダイズを実行し、小売事業に付随する新商品・新商材の販売として新たな売上・収益となることを目指しております。

・アートビジネスの開始

当社は、「上野アートビレッジ」の屋号をもって、アートをテーマとした新たな事業を2021年11月から開始いたしました。現代美術家の絵画作品等に投資を行います。主に、新進の現代美術家を中心とした芸術家の育成とそのマネジメント、及び今後取得する美術品の販売によるキャピタルゲイン獲得を行うことで、当社の収益獲得の機会を得ることを目的としております。

・インバウンド関連事業の開始

当社は、2022年7月に上野本社にて免税店販売許可を取得し、インバウンド関連事業を開始いたしました。2022年12月には時計、バッグなど高級ブランド商品の販売を取り扱う店舗「BRAND HUNTER 上野店」がオープンし、2023年以降の本格的な需要回復を念頭に、お土産や地方の名産品など商品ラインナップを充実させていきます。

5. 資産の処分と借入金の圧縮による財務健全化

当社は、本社機能の圧縮及び物流業務の外部委託等に伴い、所有していた余剰不動産を売却し、借入金の圧縮及びキャッシュ・フローの改善を実施してまいり

ました。このため、当連結会計年度の末日において借入金残高は247,598千円となり、保有現預金に対して、預金超過の状況を創出することができました。引き続き借入金の圧縮及びキャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

6. 財務基盤の安定化

2020年1月、2021年4月及び2022年4月に第三者割当による新株予約権の発行を行い、円滑な権利行使が進む中、資本の充実を図ってまいりました。なお、2023年2月には第3回新株予約権のうち250個がネットプライス社に譲渡され、2023年3月8日にそのうち100個が行使され、新たに249,000千円が資本勘定に充当されました。

2020年7月には既存取引金融機関より、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度に基づき新たに運転資金として300,000千円の借入を実行いたしました。これら調達資金の有効な活用を行い、2022年1月末には当初の懸案事項であった金融機関に返済猶予をいただいていた借入金の元本残高について全額弁済いたしました。今後も企業収益の改善に努め財務基盤の強化に取り組んでまいります。

7. 継続した資金調達の実施

当社は、これまでに3回の新株予約権の発行による資金調達を実施しております。当連結会計年度の末日において当該新株予約権による資金調達額は2,051,700千円となり、主に事業領域拡大資金等に充当しております。なお、ネットプライス社が2023年3月8日に行使した100個分を除く、未行使新株予約権の調達可能額は1,978,500千円であり、当社としては、継続して既存の新株予約権未行使分における行使状況の把握を行い、また、必要であると判断した場合は追加的な資本増強による資金調達を検討してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年1月31日現在)

当社は、ノンレザー素材を用いたカジュアル婦人靴のデザイン・企画及び小売、卸売を主な事業としております。

自社企画商品である「JELLY BEANS」(ジェリービーンズ)等のオリジナルブランドを冠したカジュアルノンレザー婦人靴を、実店舗やWEB通販による小売販売、他卸売販売をしております。なお、卸売事業からは当連結会計年度末をもって撤退しました。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年1月31日現在)

事業所名	所在地
本社	東京都台東区
直営小売店舗	東京都千代田区、他4店舗

(7) 従業員の状況 (2023年1月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
47名	20名減	38.5歳	10.0年

(注) 1. 従業員数は、役員を除く期末就業人員数であり、役員及び使用人兼務取締役を含んでおりません。

2. 従業員が前連結会計年度末に比べ20名減少しておりますが、その主な理由は直営店舗閉店によるもの及び通常の自己都合退職によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	247,598千円

2. 株式の状況 (2023年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 31,040,000株
(2) 発行済株式の総数 9,620,000株 (うち自己株式 56,848株)
(3) 株主数 30,871名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
天笠 悦藏	549,100株	5.74%
株式会社ストライダーズ	500,000	5.23
天笠 民子	119,400	1.25
天笠 竜藏	76,400	0.80
天笠 彩子	60,000	0.63
天笠 咲子	60,000	0.63
株式会社SBI証券	25,300	0.26
合田 節子	20,000	0.21
渡邊 広孝	19,800	0.21
海内 栄一	19,700	0.21

- (注) 1. 当社は自己株式を56,848株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第三位を四捨五入しております。
3. 当事業年度の末日後の2023年2月22日に株式会社ストライダーズは上記の当社株式500,000株を株式会社ネットプライスに譲渡しました。また、2023年3月8日に株式会社ネットプライスは第3回新株予約権100個(1,000,000株)を行使しました。その結果、発行済株式総数及び大株主の状況に変動が生じております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2023年3月8日付で第3回新株予約権の一部について権利行使が行われ、株式会社ネットプライスに対して1,000,000株を新たに発行いたしました。その結果、当社の発行済株式総数は10,620,000株となっております。また当社は2023年2月21日開催の取締役会において、2023年4月26日開催予定の定時株主総会にかかる基準日(2023年1月31日)後に新株予約権の行使をすることで同社が取得した新株式について、当該定時株主総会にかかる議決権を付与することを決定いたしました。その結果、2023年4月26日開催予定の定時株主総会において同社の有する議決権は10,000個、議決権総数105,597個に占めるその割合は、9.47%となっております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社の役員が保有している職務執行の対価として交

付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

イ. 2021年4月27日の定時株主総会決議に基づき発行した第2回新株予約権

割当日	2021年4月28日
新株予約権の総数	480個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式4,800,000株（新株予約権1個につき10,000株）
発行価額	総額7,920,000円（新株予約権1個につき16,500円）
行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額284円（1株あたり）</p> <p>本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、行使価額の修正を行うことができるものとする。これに基づき行使価額の修正が決議された場合、適時開示する。当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。</p> <p>なお、修正後の行使価額が158円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p>

割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に200個 (2,000,000株)、アドミラルキャピタル株式会社に120個 (1,200,000株)、株式会社みらい知的財産技術研究所に80個 (800,000株)、株式会社ジオブレインに30個 (300,000株)、株式会社Caia Projectに30個 (300,000株)、株式会社ジャパンシルバーフリースに20個 (200,000株)
行使期間	2021年4月29日から2024年4月28日
その他	<p>① 取得条項 本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の1年後の日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権1個当たり16,500円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。</p>

(注) 上記の個数は発行時の個数であり、権利行使後の当事業年度末時点での残存新株予約権数は、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社保有分が70個 (700,000株)、アドミラルキャピタル株式会社保有分が66個 (660,000株)、株式会社みらい知的財産技術研究所保有分が80個 (800,000株)、株式会社Caia Project保有分が30個 (300,000株) であり、株式会社ジオブレイン及び株式会社ジャパンシルバーフリースは保有しておりません。

ロ. 2022年4月27日の定時株主総会決議に基づき発行した第3回新株予約権

割当日	2022年4月28日
新株予約権の総数	800個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式8,000,000株（新株予約権1個につき10,000株）
発行価額	総額8,000,000円（新株予約権1個につき10,000円）
行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額249円（1株あたり）</p> <p>本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、行使価額の修正を行うことができるものとする。これに基づき行使価額の修正が決議された場合、適時開示する。当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。</p> <p>なお、修正後の行使価額が125円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p>
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に400個（4,000,000株）、株式会社ジャパンシルバーフリースに200個（2,000,000株）、アドミラルキャピタル株式会社に100個（1,000,000株）、株式会社ジオブレインに100個（1,000,000株）
行使期間	2022年4月29日から2025年4月28日

<p>その他</p>	<p>① 取得条項 本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の1年後の日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権1個当たり10,000円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。</p>
------------	---

(注) 上記の個数は発行時の個数であり、権利行使後の当事業年度末時点での残存新株予約権数は、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社保有分が324個(3,240,000株)、株式会社ジャパンシルバークリース保有分が156個(1,560,000株)、アドミラルキャピタル株式会社保有分が83個(830,000株)、株式会社ジオブレイン保有分が51個(510,000株)です。また、2023年2月22日付でマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社保有分の167個及びアドミラルキャピタル株式会社保有分の83個が株式会社ネットプライスへ譲渡され、2023年3月8日付で株式会社ネットプライスにより当該新株予約権のうち100個(1,000,000株)が権利行使されました。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	早川良一	モバイルリンク株式会社取締役 有限会社増田製麺取締役 株式会社みらい知的財産技術研究所取締役 株式会社ストライダーズ取締役会長
取締役	市川裕二	管理系業務担当財務経理部長
取締役	高橋隆行	
取締役	新井雄一郎	株式会社YK Asset Solutions 代表取締役 成田空港商事株式会社取締役
常勤監査役	池田かおる	税理士法人audience業務執行社員 株式会社北三陸ファクトリー監査役 株式会社ギア監査役
監査役	塩月潤道	株式会社サニクリーン監査室室長 株式会社アスマーク社外取締役
監査役	角田亮	

- (注) 1. 取締役新井雄一郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役塩月潤道氏及び角田亮氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役池田かおる氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役新井雄一郎氏、社外監査役塩月潤道氏及び角田亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は被保険者が一部負担しており、その総払込保険料に対する負担割合は約9%であります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役です。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役及び社外取締役の意見を聴取したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

具体的には、各取締役の報酬の決定は、株主総会において承認を得られた報酬等の限度額の範囲内で、2022年4月27日開催の取締役会の決議により一任を受けた代表取締役社長が各取締役の責任、役割、業界の水準、会社従業員給与のバランスを考慮し、総合的に決定することとしております。また、中長期的な視点での経営を目指していることから、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用せず固定報酬のみとしております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年3月29日開催の第16回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役は6名です。

監査役の報酬限度額は、2005年3月28日開催の第15回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長早川良一が決定方針に沿って決定しております。

その権限の内容は取締役の個人別の固定報酬の金額についての決定であり、これらの権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役の意見を聴取する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

区	分	支給人員	支給額
取	締 役	4名	10,200千円
監	査 役	3名	4,800千円
合	計	7名	15,000千円

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	新 井 雄一郎	株式会社YK Asset Solutions代表取締役 成田空港商事株式会社取締役	特別の関係はありません。
監査役	塩 月 潤 道	株式会社サニクリーン監査室室長 株式会社アスマーク社外取締役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	新 井 雄一郎	14回中14回	—	これまでに経営戦略の企画・立案及び税務の実務に従事した幅広い経験と知見から、適宜必要な発言を行っております。
監査役	塩 月 潤 道	14回中14回	13回中13回	金融機関における長年の豊富な実務経験を活かし、財務・会計の専門的な知見から適宜必要な発言を行っております。
	角 田 亮	14回中14回	13回中13回	長年にわたるメディア業界に従事し培った豊富な経験と幅広い知見から、適宜必要な発言を行っております。

③ 報酬等の総額

当事業年度における社外役員（3名）への報酬等の総額は、4,800千円であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 海南監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,400千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任を検討し、必要あると判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びびを報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、社会倫理・法令・社内規程を遵守するとともに、その精神を重視した適正かつ健全な企業活動を行う。
- (ii) 「コンプライアンス規程」等諸規程を整備・改定し、社長直轄内部監査室及び社外を含む監査役を選任することにより、問題がある部署の改善と取締役の職務執行に対する監査機能の維持・向上に努める。
- (iii) コンプライアンスを重要なテーマとして、取締役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を適宜開催し、その委員会において各法令事項等について教育、研修し、社員へのフィードバックに努める。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議書、取締役会等の意思決定に係る情報は、「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、その保存媒体に応じ適切な状態で記録・保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) リスク管理の基本的事項を「リスク管理基本規程」に定め、同規程に基づき、当社及び子会社のリスク管理体制を構築する。
- (ii) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、原則として週1回社長が主宰する「経営会議」等によりその重要度を評価し、対策を検討する。
- (iii) 不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部アドバイザーとともに迅速な対応を行い、損害を最小限度に止める体制を整える。
- (iv) 監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告し、取締役会で定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (v) 企業不祥事が発生した場合、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止に努める。
- (vi) 専門部署の設置により、品質管理の徹底を図る。
- (vii) 災害等の発生に備えて、防災用品の備置や防災管理規程及び防災マニュアルの整備等を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、当社及び子会社の年次経営計画に基づく各事業部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われているかを分析し、それを評価することにより事業活動の達成・改善を図る。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会が監査役と協議のうえ、これを指名することとする。同使用人の指揮は、監査役が行い、評価、人事異動、給与等の改定は、監査役の同意を得たうえで決定することで、監査役の指示の実効性及び取締役からの独立性を確保する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める。

(ii) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び業務又は業績に重大な影響を与える事項について、内部通報制度を通じてなど、直ちに監査役に報告し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(iii) 前項の報告者に対し、報告を理由とした如何なる不利益取扱いを行ってはならない旨を「公益通報者保護規程」に定め、運用を徹底する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、当該請求が適正でない場合を除き、適切に処理を行う。

(ii) 内部監査室や監査法人とも情報交換を行い、連携し監査を有効に行う体制を確保する。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

(i) 「企業倫理指針」において、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度を取り、一切の関係を遮断すると定め、不当要請等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

(ii) 反社会的勢力排除活動の推進体制は、総務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を設置し、被害防止に向けた体制整備に努める。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (i) 内部統制システム構築の基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- (ii) 仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば、必要な是正措置を行い、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

⑩ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 子会社の経営については、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- (ii) 当社の内部監査室による内部監査において、子会社におけるリスクマネジメント、業務の効率化と法令遵守が徹底されているか、検証を行う。
- (iii) 子会社は、四半期毎に当社の取締役会に営業報告を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システムの全般的な状況は、当社の内部監査室が中心となり、重要な不備が存在していないか常時モニタリングにより点検し適切な運用が行えるよう取り組んでおります。

また、同部門が中心となって金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

② コンプライアンス

法令違反・不正行為等の早期発見、発生の回避を目的として、公益通報者保護規程の見直しを実施し、ヘルプラインとして内部通報制度を設置しております。当該制度については、全社に告知し周知を図り、取締役及び監査役並びに使用人の全員が法令遵守のマインドをもって執務できるよう体制を整備しております。

また、相談内容が常勤監査役に報告される体制、通報を行った者が不利益取扱いを受けない体制を規定し、運用を推進しております。

③ リスク管理

経営に関する重大な損失又は不利益等を管理するためリスク管理基本規程を制定し、リスクの存在、把握、評価、対応策の検討を経営会議等により不断の検証、管理を行っております。

また、社内システムを有効に活用し、迅速な情報の共有はもとより、不測の事態に対応する体制の構築に努めております。

④ 企業集団の経営管理

当社の企業集団を組成する子会社の経営管理については、その経営状態、経理の状況について四半期毎に当社の取締役会に報告を行い、当社の財務経理部が統括的な管理を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	552,390	流 動 負 債	266,988
現金及び預金	312,109	支払手形及び買掛金	29,857
受取手形及び売掛金	96,713	電子記録債務	2,363
商品及び製品	109,367	契約負債	10,584
未収消費税等	23,851	一年内返済予定の長期借入金	33,096
その他の	10,348	リース債務	3,745
固 定 資 産	94,852	未払金	96,987
有形固定資産	0	未払法人税等	18,968
無形固定資産	14,556	株主優待引当金	70,418
投資その他の資産	80,296	その他	966
投資有価証券	3,923	固 定 負 債	263,712
差入保証金	69,757	長期借入金	214,502
その他の	6,615	リース債務	1,132
資 産 合 計	647,243	退職給付に係る負債	48,077
		負 債 合 計	530,700
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	86,259
		資 本 金	1,338,560
		資 本 剰 余 金	1,261,060
		利 益 剰 余 金	△2,442,284
		自 己 株 式	△71,076
		その他の包括利益累計額	20,084
		その他の有価証券	△1,043
		評 価 差 額 金	21,127
		為 替 換 算 調 整 勘 定	10,199
		新 株 予 約 権	10,199
		純 資 産 合 計	116,542
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	647,243

連結損益計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,393,523
売上原価		559,057
売上総利益		834,465
販売費及び一般管理費		1,469,372
営業損失		634,906
営業外収益		
受取利息	316	
受取配当金	216	
助成金収入	2,511	
補助金収入	3,310	
受取給付金	2,500	
その他	1,886	10,740
営業外費用		
支払利息	1,435	
新株予約権発行費	6,377	
退店違約金	28,987	
為替差損	8,932	
その他	2,090	47,823
経常損失		671,988
特別損失		
減損損失	12,710	
臨時休業による損失	2,459	15,169
税金等調整前当期純損失		687,158
法人税、住民税及び事業税	10,511	10,511
当期純損失		697,670
親会社株主に帰属する当期純損失		697,670

連結株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年2月1日期首残高	1,092,810	1,015,310	△1,736,533	△71,076	300,511
会計方針の変更による累積的影響額			△8,081		△8,081
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,092,810	1,015,310	△1,744,614	△71,076	292,430
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	245,750	245,750			491,500
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△697,670		△697,670
新株予約権の発行					
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中 の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	245,750	245,750	△697,670	—	△206,170
2023年1月31日期末残高	1,338,560	1,261,060	△2,442,284	△71,076	86,259

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2022年2月1日期首残高	△1,145	18,893	17,748	4,159	322,418
会計方針の変更による累積的影響額					△8,081
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,145	18,893	17,748	4,159	314,337
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行				△1,960	489,540
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△697,670
新株予約権の発行				8,000	8,000
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中 の変動額(純額)	102	2,233	2,335		2,335
当連結会計年度中の変動額合計	102	2,233	2,335	6,040	△197,794
2023年1月31日期末残高	△1,043	21,127	20,084	10,199	116,542

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、2016年1月期以降、売上高が減少傾向にあったところに、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大が影響し、売上高は大きく減少、当連結会計年度を含めると5期連続した営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスの計上、並びに7期連続した親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあります。当連結会計年度においては、売上高は1,393,523千円で前連結会計年度に比較して11.1%減少し、営業損失634,906千円及び親会社株主に帰属する当期純損失697,670千円を計上いたしました。

また、当面の先行きも不透明である状況から継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

連結計算書類作成会社である当社では当該状況を解消すべく、以下の事業施策により収益性を高め、財務施策により資金繰りの改善を図ります。

事業施策

1. 直営店舗の削減による固定費の削減

事業の採算性の向上及び効率化のため、靴事業における不採算店舗の撤退を加速化させ、必要最小限の直営店舗数とします。当連結会計年度においては16店舗を閉店し、直営店舗数は5店舗となりましたが、来期はさらに閉店を進めます。EC事業の売上が婦人靴事業の中核となる中で、直営店舗の位置づけを見直し、お客様との接点を活かしながらブランドを発信する拠点として運営します。

2. 事業収益改善

2023年3月に筆頭株主となったネットプライス社の支援を受けながら、これまで取り組んできたオムニチャネル化体制を一層強化するとともに、ブランド展開の見直し、セールスプロモーションの強化に取り組み、事業収益を改善させます。

3. 成長エンジンとしてのEC事業の強化

これまで、当社主力事業であった小売事業を縮小させ、ECサイト販売を重視する方向で諸施策を展開した結果、EC事業は一定の伸びを示してきましたが、収支均衡をはかるにはさらに成長を加速させなければなりません。これまで進めてきた海外事業（インドネシア、台湾）からは撤退し、今後、利益率の高い国内の自社ECサイトにリソースを集中させ、積極的な販売活動を実施してまいります。

4. 事業領域拡大事業

既存の主力事業である小売事業、EC事業だけでなく、主力事業に付随する新たな事業の開始及び新規事業を模索・展開していくことで将来的な売上高の増加・収益向上を図ってまいります。

・SDGs商品販売の開始

当社は、新規事業として、生活関連領域のSDGs関連商品を主力とした商品の販売を2021年8月から開始いたしました。業務提携先との協議のうえ、婦人靴以外的小売事業を積極的に拡大すべきとの判断から、生活関連のマーチャンダイズを実行し、小売事業に付随する新商品・新商材の販売として新たな売上・収益となることを目指しております。

・アートビジネスの開始

当社は、「上野アートビレッジ」の屋号をもって、アートをテーマとした新たな事業を2021年11

月から開始いたしました。現代美術家の絵画作品等に投資を行います。主に、新進の現代美術家を中心とした芸術家の育成とそのマネジメント、及び今後取得する美術品の販売によるキャピタルゲイン獲得を行うことで、当社の収益獲得の機会を得ることを目的としております。

・インバウンド関連事業の開始

当社は、2022年7月に上野本社にて免税店販売許可を取得し、インバウンド関連事業を開始いたしました。2022年12月には時計、バッグなど高級ブランド商品の販売を取り扱う店舗「BRAND HUNTER 上野店」がオープンし、2023年以降の本格的な需要回復を念頭に、お土産や地方の名産品など商品ラインナップを充実させていきます。

財務施策

1. 資産の処分と借入金の圧縮による財務健全化

当社は、本社機能の圧縮及び物流業務の外部委託等に伴い、所有していた余剰不動産を売却し、借入金の圧縮及びキャッシュ・フローの改善を実施してまいりました。このため、当連結会計年度の末日において借入金残高は247,598千円となり、保有現預金に対して、預金超過の状況を創出することができました。引き続き借入金の圧縮及びキャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

2. 財務基盤の安定化

2020年1月、2021年4月及び2022年4月に第三者割当による新株予約権の発行を行い、円滑な権利行使が進む中、資本の充実を図ってまいりました。なお、2023年2月には第3回新株予約権のうち250個がネットプライス社に譲渡され、2023年3月8日にそのうち100個が行使され、新たに249,000千円が資本勘定に充当されました。

2020年7月には既存取引金融機関より、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度に基づき新たに運転資金として300,000千円の借入を実行いたしました。これら調達資金の有効な活用を行い、2022年1月末には当初の懸案事項であった金融機関に返済猶予をいただいていた借入金の元本残高について全額弁済いたしました。今後も企業収益の改善に努め財務基盤の強化に取り組んでまいります。

3. 継続した資金調達の実施

当社は、これまでに3回の新株予約権の発行による資金調達を実施しております。当連結会計年度の末日において当該新株予約権による資金調達額は2,051,700千円となり、主に事業領域拡大資金等に充当しております。なお、ネットプライス社が2023年3月8日に行使した100個分を除く、未行使新株予約権の調達可能額は1,978,500千円であり、当社としては、継続して既存の新株予約権未行使分における行使状況の把握を行い、また、必要であると判断した場合は追加的な資本増強による資金調達を検討してまいります。

以上の施策をもって抜本的な改善をしていく予定でありますが、事業施策及び財務施策の実現可能性は市場の状況、需要動向等の今後の外部環境の影響を受け、新株予約権による調達について行使が確約されるものではないことから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な子会社の名称 天竺靴業（上海）有限公司
合同会社 J B G A M E S

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度において、新たに設立した合同会社 J B G A M E S を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社は定率法により、連結子会社は定額法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用発生に備えるため、その発生見込み額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品の販売

当社グループの顧客との契約から生じる履行義務は、小売（直営店、百貨店）、EC、卸売における靴等の商品販売の提供であり、顧客に商品を引き渡した時点でその対価としての収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ロ. 自社ポイント

商品の販売時に顧客に付与したポイントについては、付与したポイントを顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、顧客がポイントを売上値引として利用した時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法 当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 委託販売

百貨店等への委託販売については、当社の委託先への卸価格により売上計上しておりましたが、当社の商品を購入する一般消費者を顧客として認識し、当社の商品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品との交換に受け取る対価で収益を認識するため、小売価格により売上計上し、委託先に対する手数料を販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。

(2) 自社ポイント

当社は、自社ECサイトにおいて顧客への販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでのサービスの提供について、従来は、付与したポイントの利用時に「売上値引」として会計処理を行っておりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

(3) 他社ポイント

当社は、百貨店等において当社商品を購入した際に百貨店等のポイント（他社ポイント）を顧客

に付与する場合、従来は他社ポイントを「販売促進費」として販売費及び一般管理費に計上していましたが、他社に支払うポイント相当額は第三者のために回収する額として未払金に計上し、その未払金を除外した金額を売上として収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表において契約負債は10,584千円増加し、利益剰余金の期首残高は8,081千円減少しております。当連結会計年度の売上高は191,316千円増加し、販売費及び一般管理費は193,819千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ2,503千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取給付金」(前連結会計年度600千円)は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度において独立掲記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	109,367千円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、正常な営業循環過程から外れた棚卸資産については、期末日から一定期間を経過しているものを長期滞在在庫と判断し、長期滞在在庫の評価時点の取得原価に滞留期間に応じて設定された減額率を乗じることにより棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

なお、当該見積りには、将来の不確実な市場環境等の影響を受ける場合があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	36,968千円
----------------	----------

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	7,660,000株	1,960,000株	一株	9,620,000株
自己株式				
普通株式	56,848株	一株	一株	56,848株

(注) 発行済株式の総数の増加1,960,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の種類及び数

普通株式

8,600,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については安全性及び流動性を重視し、短期的な預金等に限定しております。また、必要な資金は第三者割当による増資及び銀行等金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規定に従い、取引先の与信管理を定期的に行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に株価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。差入保証金は、本社、直営店舗の敷金、その他事業に伴う預託金であり、取引先の信用リスクに晒されておりますが、取引先の信用状況等の把握に努めております。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務については、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としております。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、資金繰り計画を作成し定期的に更新することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	3,923	3,923	—
(2) 差入保証金	69,757	69,692	△65
資産計	73,681	73,616	△65
(1) 長期借入金（注2）	247,598	242,316	△5,281
負債計	247,598	242,316	△5,281

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「未収消費税等」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	312,109	—	—	—
受取手形及び売掛金	96,713	—	—	—
未収消費税等	23,851	—	—	—
差入保証金	56,678	13,079	—	—
合計	489,352	13,079	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	33,096	33,096	33,096	33,096	33,096	82,118
合計	33,096	33,096	33,096	33,096	33,096	82,118

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	3,923	—	—	3,923
資産計	3,923	—	—	3,923

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	69,692	—	69,692
資産計	—	69,692	—	69,692
長期借入金	—	242,316	—	242,316
負債計	—	242,316	—	242,316

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	計
	卸売事業	小売事業	EC事業		
顧客との契約から生じる収益	88,045	693,219	603,313	8,945	1,393,523
外部顧客への売上高	88,045	693,219	603,313	8,945	1,393,523

(注) 「その他」は美術品・雑貨事業等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産はありません。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	137,082千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	96,713
契約負債 (期首残高)	8,081
契約負債 (期末残高)	10,584

契約負債は主に、当社グループが付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末におけるポイントに係る残存履行義務に配分された取引価格の総額は10,584千円であり、当社グループは、当該履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 11円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 80円68銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

第3回新株予約権の行使による増資

当連結会計年度の末日後、2023年3月24日までの間に第3回新株予約権の一部行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

①行使新株予約権個数	100個
②資本金の増加額	125,000千円
③資本準備金の増加額	125,000千円
④増加した株式の種類及び株数	普通株式 1,000,000株

なお、当社は2023年2月21日付の取締役会において、上記の行使により交付される当社株式について、会社法第124条第4項に基づき、2023年4月開催予定の定時株主総会に最も近い時点での株主の意思を当該株主総会に反映させたいとの判断から、基準日後の株主である当該割当先ネットブライス社に議決権の付与を認める旨の決議を行っております。

12. その他の注記

千円単位の記載は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	522,531	流動負債	265,767
現金及び預金	282,404	電子記録債務	2,363
受取手形	11,046	買掛金	29,857
売掛金	85,668	一年内返済予定の長期借入金	33,096
商品及び製品	109,783	リース債務	3,745
前払費用	6,978	未払金	95,829
未収消費税等	23,839	未払法人税等	18,968
その他	2,810	契約負債	10,584
		前受金	223
		預り金	677
		株主優待引当金	70,418
		その他	3
		固定負債	263,712
		長期借入金	214,502
		リース債務	1,132
		退職給付引当金	48,077
固定資産	123,895	負債合計	529,480
		純資産の部	
有形固定資産	0	株主資本	107,790
無形固定資産	0	資本金	1,338,560
投資その他の資産	123,895	資本剰余金	1,261,060
投資有価証券	3,923	資本準備金	1,261,060
関係会社出資金	43,599	利益剰余金	△2,420,753
差入保証金	69,757	その他利益剰余金	△2,420,753
その他	6,615	別途積立金	68,035
資産合計	646,426	繰越利益剰余金	△2,488,788
		自己株式	△71,076
		評価・換算差額等	△1,043
		その他有価証券	△1,043
		評価差額金	
		新株予約権	10,199
		純資産合計	116,946
		負債・純資産合計	646,426

損 益 計 算 書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,393,523
売 上 原 価		569,069
売 上 総 利 益		824,454
販売費及び一般管理費		1,447,487
営 業 損 失		623,033
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	216	
助成金収入	2,511	
補助金収入	3,310	
受取給付金	2,500	
その他の	1,853	10,391
営 業 外 費 用		
支払利息	1,435	
新株予約権発行費	6,377	
退店違約金	28,987	
為替差損	8,691	
その他の	1,926	47,418
経 常 損 失		660,059
特 別 損 失		
減 損 損 失	12,710	
臨時休業による損失	2,459	15,169
税引前当期純損失		675,229
法人税、住民税及び事業税	10,511	10,511
当 期 純 損 失		685,741

株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
				別 積	途 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2022年2月1日期首残高	1,092,810	1,015,310	1,015,310	68,035	△1,794,966	△1,726,931	
会計方針の変更による累積的影響額					△8,081	△8,081	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,092,810	1,015,310	1,015,310	68,035	△1,803,047	△1,735,012	
当事業年度中の変動額							
新株の発行	245,750	245,750	245,750				
当期純損失(△)					△685,741	△685,741	
新株予約権の発行							
株主資本以外の 項目の当事業年度中 の変動額(純額)							
当事業年度中の変動額合計	245,750	245,750	245,750	—	△685,741	△685,741	
2023年1月31日期末残高	1,338,560	1,261,060	1,261,060	68,035	△2,488,788	△2,420,753	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2022年2月1日期首残高	△71,076	310,113	△1,145	△1,145	4,159	313,127
会計方針の変更による累積的影響額		△8,081				△8,081
会計方針の変更を反映した当期首残高	△71,076	302,031	△1,145	△1,145	4,159	305,045
当事業年度中の変動額						
新株の発行		491,500			△1,960	489,540
当期純損失(△)		△685,741				△685,741
新株予約権の発行					8,000	8,000
株主資本以外の 項目の当事業年度中 の変動額(純額)			102	102		102
当事業年度中の変動額合計	—	△194,241	102	102	6,040	△188,099
2023年1月31日期末残高	△71,076	107,790	△1,043	△1,043	10,199	116,946

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、2016年1月期以降、売上高が減少傾向にあったところに、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大が影響し、売上高は大きく減少、当事業年度を含めると5期連続した営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスの計上、並びに7期連続した当期純損失を計上している状況にあります。当事業年度においては、売上高は1,393,523千円で前事業年度に比較して11.1%減少し、営業損失623,033千円及び当期純損失685,741千円を計上いたしました。

また、当面の先行きも不透明である状況から継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社では当該状況を解消すべく、以下の事業施策により収益性を高め、財務施策により資金繰りの改善を図ります。

事業施策

1. 直営店舗の削減による固定費の削減

事業の採算性の向上及び効率化のため、靴事業における不採算店舗の撤退を加速化させ、必要最小限の直営店舗数とします。当事業年度においては16店舗を閉店し、直営店舗数は5店舗となりましたが、来期はさらに閉店を進めます。EC事業の売上が婦人靴事業の中核となる中で、直営店舗の位置づけを見直し、お客様との接点を活かしながらブランドを発信する拠点として運営します。

2. 事業収益改善

2023年3月に筆頭株主となったネットプライス社の支援を受けながら、これまで取り組んできたオムニチャンネル化体制を一層強化するとともに、ブランド展開の見直し、セールスプロモーションの強化に取り組み、事業収益を改善させます。

3. 成長エンジンとしてのEC事業の強化

これまで、当社主力事業であった小売事業を縮小させ、ECサイト販売を重視する方向で諸施策を展開した結果、EC事業は一定の伸びを示してきましたが、収支均衡をはかるにはさらに成長を加速させなければなりません。これまで進めてきた海外事業（インドネシア、台湾）からは撤退し、今後、利益率の高い国内の自社ECサイトにリソースを集中させ、積極的な販売活動を実施してまいります。

4. 事業領域拡大事業

既存の主力事業である小売事業、EC事業だけでなく、主力事業に付随する新たな事業の開始及び新規事業を模索・展開していくことで将来的な売上高の増加・収益向上を図ってまいります。

・SDGs商品販売の開始

当社は、新規事業として、生活関連領域のSDGs関連商品を主力とした商品の販売を2021年8月から開始いたしました。業務提携先との協議のうえ、婦人靴以外の小売事業を積極的に拡大すべきとの判断から、生活関連のマーチャンダイズを実行し、小売事業に付随する新商品・新商材の販売として新たな売上・収益となることを目指しております。

・アートビジネスの開始

当社は、「上野アートビレッジ」の屋号をもって、アートをテーマとした新たな事業を2021年11月から開始いたしました。現代美術家の絵画作品等に投資を行います。主に、新進の現代美術家を中心とした芸術家の育成とそのマネジメント、及び今後取得する美術品の販売によるキャ

ピタルゲイン獲得を行うことで、当社の収益獲得の機会を得ることを目的としております。

- ・インバウンド関連事業の開始

当社は、2022年7月に上野本社にて免税店販売許可を取得し、インバウンド関連事業を開始いたしました。2022年12月には時計、バッグなど高級ブランド商品の販売を取り扱う店舗「BRAND HUNTER 上野店」がオープンし、2023年以降の本格的な需要回復を念頭に、お土産や地方の名産品など商品ラインナップを充実させていきます。

財務施策

1. 資産の処分と借入金の圧縮による財務健全化

当社は、本社機能の圧縮及び物流業務の外部委託等に伴い、所有していた余剰不動産を売却し、借入金の圧縮及びキャッシュ・フローの改善を実施してまいりました。このため、当事業年度の末日において借入金残高は247,598千円となり、保有現預金に対して、預金超過の状況を創出することができました。引き続き借入金の圧縮及びキャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

2. 財務基盤の安定化

2020年1月、2021年4月及び2022年4月に第三者割当による新株予約権の発行を行い、円滑な権利行使が進む中、資本の充実を図ってまいりました。なお、2023年2月には第3回新株予約権のうち250個がネットプライス社に譲渡され、2023年3月8日にそのうち100個が行使され、新たに249,000千円が資本勘定に充当されました。

2020年7月には既存取引金融機関より、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度に基づき新たに運転資金として300,000千円の借入を実行いたしました。これら調達資金の有効な活用を行い、2022年1月末には当初の懸案事項であった金融機関に返済猶予をいただいていた借入金の元本残高について全額弁済いたしました。今後も企業収益の改善に努め財務基盤の強化に取り組んでまいります。

3. 継続した資金調達の実施

当社は、これまでに3回の新株予約権の発行による資金調達を実施しております。当事業年度の末日において当該新株予約権による資金調達額は2,051,700千円となり、主に事業領域拡大資金等に充当しております。なお、ネットプライス社が2023年3月8日に行使した100個分を除く、未行使新株予約権の調達可能額は1,978,500千円であり、当社としては、継続して既存の新株予約権未行使分における行使状況の把握を行い、また、必要であると判断した場合は追加的な資本増強による資金調達を検討してまいります。

以上の施策をもって抜本的な改善をしていく予定でありますが、事業施策及び財務施策の実現可能性は市場の状況、需要動向等の今後の外部環境の影響を受け、新株予約権による調達について行使が確約されるものではないことから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類等は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用発生に備えるため、その発生見込み額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品の販売

当社の顧客との契約から生じる履行義務は、小売（直営店、百貨店）、E C、卸売における靴等の商品販売の提供であり、顧客に商品を引き渡した時点でその対価としての収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ロ. 自社ポイント

商品の販売時に顧客に付与したポイントについては、付与したポイントを顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、顧客がポイントを売上値引として利用した時点で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取る対価で見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 委託販売

百貨店等への委託販売については、当社の委託先への卸価格により売上計上しておりましたが、当社の商品を購入する一般消費者を顧客として認識し、当社の商品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品との交換に受け取る対価で収益を認識するため、小売価格により売上計上し、委託先に対する手数料を販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。

(2) 自社ポイント

当社は、自社E Cサイトにおいて顧客への販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでのサービスの提供について、従来は、付与したポイントの利用時に「売上値引」として会計処理を行っておりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

(3) 他社ポイント

当社は、百貨店等において当社商品を購入した際に百貨店等のポイント（他社ポイント）を顧客に付与する場合、従来は他社ポイントを「販売促進費」として販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、他社に支払うポイント相当額は第三者のために回収する額として未払金に計上し、その未払金を除外した金額を売上として収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影

響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表において契約負債は10,584千円増加し、利益剰余金の期首残高は8,081千円減少しております。当事業年度の売上高は191,316千円増加し、販売費及び一般管理費は193,819千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ2,503千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類等に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取給付金」(前事業年度600千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度において独立掲記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品 109,783千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 17,373千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

仕入高 7,806千円

(2) 売上原価に含まれる棚卸資産評価減

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、棚卸資産評価減33,925千円が売上原価に含まれております。

(3) 減損損失の内訳

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

地 域	主 な 用 途	種 類	金 額 (千 円)
関 東 地 方	共 用 資 産 等	工具、器具及び備品、商標権	2,706
近 畿 地 方	直 営 店 設 備 等	建物、差入保証金等	10,004

当社は事業形態の違いにより、大きくは卸売事業、小売事業及びEC事業にグルーピングし、小売事業は各店舗別にグルーピングしております。また、本社等の全社的な資産については、独立

したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、減損の兆候を共用資産を含む、より大きな単位で検討し、帳簿価額を正味売却価額に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その主な内訳は、「建物」7,637千円、「工具、器具及び備品」2,664千円です。

なお、正味売却価額については、零としております。

- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大を受けた緊急事態宣言に伴う臨時休業期間中に発生した人件費を、臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 56,848株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,567千円
棚卸資産評価損	19,719千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	14,721千円
減損損失	17,798千円
株主優待引当金	21,562千円
繰越欠損金	1,142,971千円
その他	15,849千円
繰延税金資産小計	1,235,187千円
評価性引当額	△1,235,187千円
繰延税金資産合計	一千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	11円16銭
(2) 1株当たり当期純損失	79円30銭

13. 重要な後発事象に関する注記

第3回新株予約権の行使による増資

当事業年度の末日後、2023年3月24日までの間に第3回新株予約権の一部行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

①行使新株予約権個数	100個
②資本金の増加額	125,000千円
③資本準備金の増加額	125,000千円
④増加した株式の種類及び株数	普通株式 1,000,000株

なお、当社は2023年2月21日付の取締役会において、上記の行使により交付される当社株式について、会社法第124条第4項に基づき、2023年4月開催予定の定時株主総会に最も近い時点での株主の意思を当該株主総会に反映させたいとの判断から、基準日後の株主である当該割当先ネットブライス社に議決権の付与を認める旨の決議を行っております。

14. その他の注記

(1) 退職給付会計関係

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法により、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	48,077千円
退職給付引当金	48,077千円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	17,765千円
退職給付費用	17,765千円

(2) 千円単位の記載は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月30日

株式会社アマガサ
取締役会 御中

海南監査法人

東京都新宿区

指定社員 公認会計士 溝口 俊一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 仁戸田 学
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アマガサの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アマガサ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度を含めると5期連続した営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、並びに7期連続した親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においては、売上高は1,393,523千円で前連結会計年度と比較して11.1%減少し、営業損失634,906千円及び親会社株主に帰属する当期純損失697,670千円を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、当連結会計年度の末日後、2023年3月24日までの間に第3回新株予約権の一部行使が行われた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月30日

株式会社アマガサ
取締役会 御中

海南監査法人

東京都新宿区

指定社員 公認会計士 溝口 俊一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 仁戸田 学
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アマガサの2022年2月1日から2023年1月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度を含めると5期連続した営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上、並びに7期連続した当期純損失を計上し、当事業年度においては、売上高は1,393,523千円で前事業年度に比較して11.1%減少し、営業損失623,033千円及び当期純損失685,741千円を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、当事業年度の末日後、2023年3月24日までの間に第3回新株予約権の一部行使が行われた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

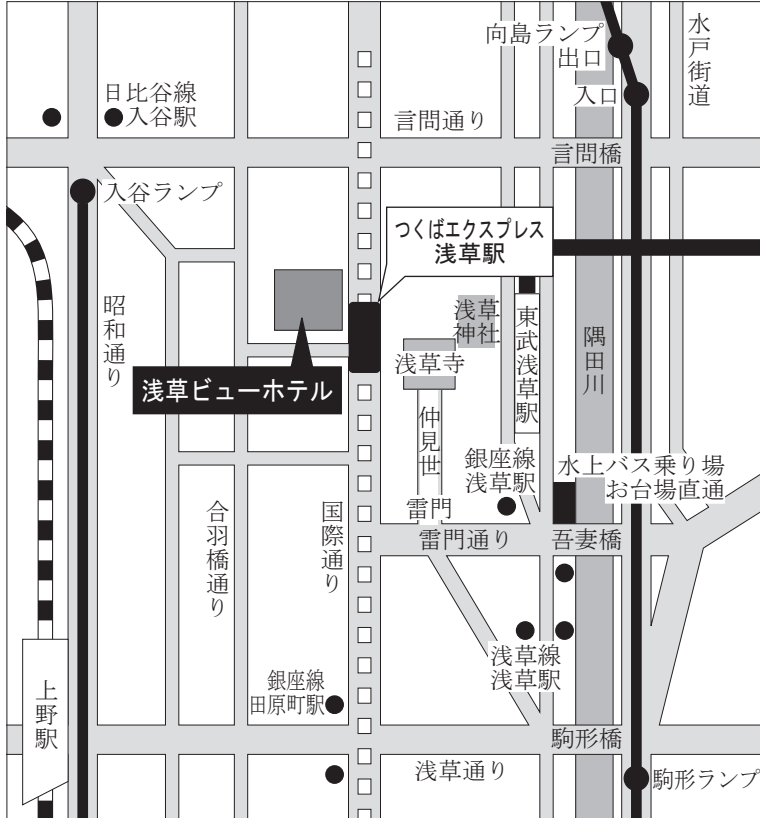
2023年 3月31日

株式会社アマガサ 監査役会
常勤監査役 池田 かおる ㊟
社外監査役 塩月 潤道 ㊟
社外監査役 角田 亮 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 3階 祥雲の間



- | | |
|------------------------|--------|
| 首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス「浅草駅」 | 直結 |
| 東京メトロ銀座線「田原町駅」 | 徒歩7分 |
| 東京メトロ銀座線・都営浅草線「浅草駅」 | 徒歩10分 |
| 東武鉄道・東武スカイツリーライン「浅草駅」 | 徒歩10分 |
| JR「上野駅」 | タクシー5分 |